

「京都市民健康づくり推進会議」開催要綱（新旧対照表）

案

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">「京都市民健康づくり推進会議」開催要綱</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、「すべての市民が心身ともに健やかにくらすまち京都」の実現を理念として策定した「京都市民健康づくりプラン」を推進する組織として、「京都市民健康づくり推進会議」（以下「会議」という。）を開催し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（会議の役割）</p> <p>第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 「京都市民健康づくりプラン」の推進に関すること。</p> <p>(2) 市民の生涯を通じた健康の保持増進対策に係る情報の交換に関すること。</p> <p>(3) 市民の生涯を通じた健康の保持増進に向けた取組の推進及び啓発に関すること。</p> <p>(4) 関係機関，団体等との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) その他市民の健康の保持増進に関すること。</p> <p>（構成）</p> <p>第3条 会議は、第1条の目的に賛同し、そのための活動を積極的に行う別表の団体，学識経験者等及び公募により参加した市民委員等（以下「構成団体等」という。）で構成する。</p> <p>（議長及び副議長）</p> <p>第4条 会議に議長及び副議長を置く。</p> <p>2 議長及び副議長は、構成団体等の中から市長が指名する。</p> <p>3 議長は、会議を代表し、会務を総理する。</p> <p>4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故がある時は、その職務を代理する。</p> <p>（会議）</p> <p>第5条 会議は、市長が招集する。</p>	<p style="text-align: center;">「京都市民健康づくり推進会議」開催要綱</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、「すべての市民が心身ともに健やかにくらすまち京都」の実現を理念として策定した「京都市民健康づくりプラン」を推進する組織として、「京都市民健康づくり推進会議」（以下「会議」という。）を開催し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（会議の役割）</p> <p>第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 「京都市民健康づくりプラン」の推進に関すること。</p> <p>(2) 市民の生涯を通じた健康の保持増進対策に係る情報の交換に関すること。</p> <p>(3) 市民の生涯を通じた健康の保持増進に向けた取組の推進及び啓発に関すること。</p> <p>(4) 関係機関，団体等との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) その他市民の健康の保持増進に関すること。</p> <p>（構成）</p> <p>第3条 会議は、第1条の目的に賛同し、そのための活動を積極的に行う別表の団体，学識経験者等及び公募により参加した市民委員等（以下「構成団体等」という。）で構成する。</p> <p>（議長及び副議長）</p> <p>第4条 会議に議長及び副議長を置く。</p> <p>2 議長及び副議長は、構成団体等の中から市長が指名する。</p> <p>3 議長は、会議を代表し、会務を総理する。</p> <p>4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故がある時は、その職務を代理する。</p> <p>（会議）</p> <p>第5条 会議は、市長が招集する。</p>

2 議長は、必要がある時は、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第6条 市長は、「京都市民健康づくりプラン」に基づく分野別行動指針の推進を図るため、次に掲げる部会を開催することができる。なお、「休養・こころの健康」に係る分野別行動指針については、市長が別に定める推進組織と連携し、取組を推進する。

(1) 食育推進部会

(2) 身体活動・運動に関する行動指針推進部会

(3) 口腔保健部会

(4) たばこ対策推進部会

(5) 飲酒に関する行動指針推進部会

2 部会は、部会長及び構成団体等で構成する。

3 部会長は、市長が指名する。

(事務局)

第7条 会議の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、保健福祉局保健衛生推進室保健医療課で所掌する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 議長は、必要がある時は、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第6条 市長は、必要に応じて部会を開催することができる。

2 部会は、部会長及び構成団体等で構成する。

3 部会長は、市長が指名する。

(事務局)

第7条 会議の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、保健福祉局保健衛生推進室保健医療課で所掌する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。